

## 米モデル事業の実施にあたって

### 【新制度スタート】

来年度から本格化する戸別所得補償制度に先駆け、本年度は「米」を対象に米戸別所得補償モデル事業（以下「米モデル事業」）が実施されます。米を計画生産する販売農家を対象に、販売価格が生産費を下回った場合に差額を交付金として補てんするこの制度は、米を「作らない」から「作らせる」へ移行する、実質的には選択制の生産（需給）調整であり、米の流通業界にも大きな影響を及ぼすものとして、大いに注目しています。

### 【全米販は評価・需給対策により機能発揮】

全米販では、この制度を、生産者の選択の幅を広げ、米生産の活性化を促し、消費者のニーズに即した米作りにつながるものと評価しています。現在、米の需給は大幅な供給過剰の状況にあるため、需給バランスの早急な回復を図る何らかの対策を講じることによって、「需給と価格の安定」に果たす本制度の機能が十二分に発揮されるものと考えております。

### 【国からの通知文書（不適切な取引の発生防止）】

さて、モデル事業に関し、5月14日に農林水産省より流通関係団体に「米モデル事業の実施に伴う流通分野における不適切な取引の発生の防止について（通知）」と題する文書が発出されました。国から農家へ直接交付金が支払われることを理由として、流通段階で強引に値引きを要請する事態を憂慮し、不適切な取引を行わないよう求める内容となっています。

### 【価格は市場が決める】

農林水産省の懸念も理解でき、全米販では、モデル事業による補てんを理由に仕入先へ値引要求を行うことは厳に慎むよう組合員に周知・徹底を図っています。

本来、米の価格は、制度にかかわらず、需給動向や品質等を反映して決まっていくべきであり、『価格は制度ではなく市場が決める』という経済原則をあらためて再確認致しました。国からの価格補てんの有無に左右されることなく『価格は市場が決める』、全米販とその組合員は今後ともこの基本姿勢を貫いて参ります。